

挙証資料一覧

※挙証資料一覧の中には、資格証、免許状及び基礎・認定研修等受講終了証は含みません。
 ※★がついている挙証資料につきましては、令和7年度に提出し、内容に変更がない場合でも、令和8年度に再度ご提出(初めて加算適用申請を行う月の15日まで)をお願いします。(一部を除いて給付費申請システム(kintone)での提出はできません。)

加算種別	加算項目	対象施設				提出方法		挙証資料	提出時期
		○:加算 ●:減算				k i n t o n e (* 1)	郵 送 (* 2)		
		小規模・事業所内A型	小規模B型	小規模C型	家庭的保育事業				
公定価格	1歳児配置改善加算	○	○			施	○	業務においてICTの活用を進めていることがわかるもの	加算適用申請を行う当月15日まで
公定価格	保育士比率向上加算		○					-	-
公定価格	資格保有者加算			○	○			-	-
公定価格	家庭的保育補助者加算				○	B	○	「家庭的保育補助者(補助員)雇用実績報告書」はBアプリに入力することで提出が可能になりました。	請求月分の請求時に申請
公定価格	家庭的保育支援加算				○	—	○	・履歴書(写)	加算適用申請を行う当月15日まで
					○	施	○	・支援の内容等が確認できるもの(写)	
公定価格	障害児保育加算	○	○	○	○	—	○	・障害児保育対象児童等加配区分認定(変更)通知書(写) ・個別に支援が必要な児童の申請・認定確認書(写)	加算適用申請を行う当月15日まで
公定価格	休日保育加算	○	○			—	○※	休日保育実施兼加算適用届出書 ※メールでの提出も可能。	加算適用申請を行う当月15日まで
						—	○※	休日保育利用児童実績報告書 ※メールでの提出も可能。	加算対象月の翌月15日まで
公定価格	減価償却費加算	○	○	○	○	施	○	建物を整備又は取得した際の契約書類(写)	加算適用申請を行う当月15日まで
公定価格	賃借料加算	○	○	○	○	施	○	賃貸借契約書(写) ※変更・更新等があった場合は変更後のものを再度提出すること。	加算適用申請を行う当月15日まで
公定価格	管理者を配置していない場合	●	●	●		—	○	管理者が要件を満たした場合は対象職員の履歴書(写)か研修等受講修了書(写)の提出が必要です。	加算適用申請を行う当月15日まで
公定価格	連携施設を設定しない場合(減算項目)	●	●	●	●			-	-
公定価格	食事の提供について自園調理又は連携施設等から搬入以外の方法による場合(減算項目)	●	●	●	●			-	-
公定価格	土曜日に閉所する場合(減算項目)	●	●	●	●			-	-
公定価格	定員を恒常的に超過する場合(減算項目)	●	●	●				-	-
公定価格	安全計画の策定等をしていない場合(減算項目)	●	●	●	●			-	-
公定価格	経営情報の報告等を行っていない場合(減算項目)	●	●	●	●			-	-
公定価格	冷暖房費加算	○	○	○	○			-	-
公定価格	栄養管理加算	○	○	○	○			-	-
公定価格	療育支援加算	○	○	○	○	職	○	・看護師や専門職等の資格証	-

挙証資料一覧

※挙証資料一覧の中には、資格証、免許状及び基礎・認定研修等受講終了証は含みません。
 ※★がついている挙証資料につきましては、令和7年度に提出し、内容に変更がない場合でも、令和8年度に再度ご提出(初めて加算適用申請を行う月の15日まで)をお願いいたします。(一部を除いて給付費申請システム(kintone)での提出はできません。)

加算種別	加算項目	対象施設				提出方法		挙証資料	提出時期
		○:加算 ●:減算				k i n t o n e (* 1)	郵 送 (* 2)		
		小規模・事業所内A型	小規模B型	小規模C型	家庭的保育事業				
公定価格	施設機能強化推進費加算	○	○	○	○	3	○	* 1 : <凡例> 施：施設マスタアプリ A：Aアプリ B：Bアプリ 3：3月加算アプリ 登：登園時の持ち物負担軽減アプリ 職：職員情報アプリ -：kintoneでの提出不可 * 2:kintoneで提出する場合、郵送は不要です。	令和8年12月末まで
						3	○	・施設機能強化推進費加算報告書 ・取組みに要した経費がわかる領収書(写)等	令和9年3月15日まで
公定価格	第三者評価受審加算	○	○	○	○	3	○	第三者評価受審加算申請書	令和8年12月末まで
						3	○	第三者評価受審加算報告書 受審費用の支払いに係る領収書(写)	令和9年3月15日まで
向上支援費	保育者業務支援事業費助成	○	○	○	○			-	-
向上支援費	食育推進助成	○	○	○	○			-	-
向上支援費	食育推進助成(休日)	○	○			—	○	休日保育実施兼加算適用届出書	加算適用申請を行う当月15日まで
向上支援費	アレルギー児童対応費	○	○	○	○	—	○	★アレルギー児童数報告書(写)	加算適用申請を行う当月15日まで
向上支援費	産休等代替職員雇用費	○	○	○		—	○	・産休等代替職員雇用費実績報告書 ・産休等職員の賃金の全額を支給することがわかる就業規則又は労働契約書(写) ・産前産後休暇の期間がわかる就業規則(写) ・産休等職員の雇用契約書等(写)等 ・産休等職員の妊娠証明書、医師の診断書又は母子健康手帳(写) ・出産日を証する書類(写) ・産休等職員の休業期間中に賃金を全額支払ったことがわかるもの(写)	加算適用申請を行う当月15日まで
向上支援費	障害児等受入加算	○	○	○	○	—	○	個別に支援が必要な児童の申請・認定確認書(写)	加算適用申請を行う当月15日まで
向上支援費	障害児等受入加算(休日)	○	○			—	○	個別に支援が必要な児童の申請・認定確認書(写)	加算適用申請を行う当月15日まで
						—	○	休日保育利用児童報告書	加算対象月の翌月15日まで
向上支援費	被虐待児童対応費	○	○	○	○			-	-
向上支援費	看護職員雇用加算	○	○					-	-
向上支援費	補助員雇用費				○	B	—	「家庭的保育補助者(補助員)雇用実績報告書」はBアプリに入力することで提出が可能になりました。	請求月分の請求時に申請
向上支援費	家庭的保育者1名分加配加算			○				-	-
向上支援費	年休等代替職員雇用費	○	○					-	-
向上支援費	第三者評価受審費助成	○	○	○	○	3	○	第三者評価受審加算申請書	令和8年12月末まで
						3	○	・第三者評価受審加算報告書 ・受審費用の支払いに係る領収書(写)	令和9年3月15日まで
向上支援費	スポット支援員配置助成	○	○	○	○			-	-
向上支援費	医療的ケア関連の加算	○	○	○	○	—	○	挙証資料の詳細につきましては説明テキストの該当ページをご確認ください。	加算適用申請を行う当月15日まで

挙証資料一覧

※挙証資料一覧の中には、資格証、免許状及び基礎・認定研修等受講終了証は含みません。
 ※★がついている挙証資料につきましては、令和7年度に提出し、内容に変更がない場合でも、令和8年度に再度ご提出(初めて加算適用申請を行う月の15日まで)をお願いいたします。(一部を除いて給付費申請システム(kintone)での提出はできません。)

加算種別	加算項目	対象施設				提出方法		挙証資料	提出時期
		○:加算 ●:減算				k i n t o n e (* 1)	郵 送 (* 2)		
		小規模・事業所内A型	小規模B型	小規模C型	家庭的保育事業				
向上支援費	登園時の持ち物負担軽減助成	○	○	○	○	登	○	以下4点がわかるもの ・実施期間(当年度に実施していることが分かるもの) ・保護者負担軽減額 (以下2点は利用定額サービスを導入している場合のみ) ・利用事業者および月額利用料 ・無料トライアル期間 (例)重要事項説明書、保護者へのお便り、領収書等	令和8年12月末まで
延長保育事業費	延長保育実施加算(平日)	○	○	○	○			-	-
延長保育事業費	延長保育実施加算(土曜)	○	○	○	○			-	-
延長保育事業費	延長保育従事職員雇用費	○	○	○	○			-	-
延長保育事業費	調理員雇用費	○	○	○	○			-	-
延長保育事業費	延長保育障害児等受入加算	○	○	○	○			-	-
延長保育事業費	延長保育AB階層減免費	○	○	○	○	B	○	AB階層減免費内訳報告書はBアプリに入力することで提出が可能になりました。	請求月分の請求時に申請
延長保育事業費	延長保育実施加算(休日)	○	○			—	○	休日保育実施兼加算適用届出書	加算適用申請を行う当月15日
延長保育事業費	調理人雇用費(休日)	○	○			—	○	休日保育実施兼加算適用届出書	加算適用申請を行う当月15日
延長保育事業費	延長保育障害児等受入加算(休日)	○	○			—	○	・休日保育実施兼加算適用届出書 ・休日保育利用児童報告書	加算適用申請を行う当月15日
延長保育事業費	延長保育AB階層減免費(休日)	○	○			B	○	・AB階層減免費内訳報告書 ・休日保育利用児童報告書 はBアプリに入力することで提出が可能になりました。	請求月分の請求時に申請
その他	補足給付	○	○	○	○	—	○	・補足給付確認書 ・補足給付対象物品を購入した際の業者からの領収書等(写)	加算適用申請を行う当月15日まで